

研究施設登録制度に関する主要導入国の事例

		米国	英国	豪州	シンガポール
登録申請	申請単位	大学なら学部、博物館は全体の統括機関ではなく館単位。個人による申請も可能	学部ではなく大学単位、博物館は館単位。大学に附属植物園等ある場合には別扱い。オックスブリッジ等は複数登録	大学は学部単位、博物館は館単位	そもそも、国立シンガポール大学附属歴史博物館と国立植物園の2施設しかない
	申請方法・料金	ネットにある申請用サイトを通じて申請。申請手数料100米ドル（返金不可）なるも、公的機関及び下請け事業者は免除。虚偽記載は刑事罰の対象。施設に関連法令（ハゲタカ・ゴールデンイーグル保護法など）違反者がいる場合は前科も報告	登録料140ポンドを徴収	ネットで応募	古い話なので記録を調べないと分からない
	申請認定率	認定しないこともあり。具体例として、生物学者の反対により認定に至らず	認定しないことも多いが、認定率を算出したことはない。英国全体で37施設のみ認定	資格に適合しなければ認定せず。認定しないのは珍しいことではない	100%
標本の対象	具体的な範囲	決議記載のものと同じ（決議で言及されたものを例示ではなく限定列举と解釈）		合法的に取得された非商業目的のもの	
	DNAサンプルの扱い	決議にないため、biological sampleは含めない		明記していないが、血液や精液等は対象外	
ラベル	ラベル作成元・料金	政府が発行し、施設側から料金を徴収。記載内容はCITESの文字、種の名称、輸出入者双方の住所と登録番号、責任者の署名	政府が発行、最初に一定枚数を交付し、その代金を徴収	施設側に、種の内容及び送付先を明記したステッカーの作成を求める	施設側が、政府の定めたフォーマットに従い適宜発行
施設の義務	目録の作成	取得・移動の有無は勿論、既保有標本の移動なしも含めてすべてのCITES種を掲載した目録を毎年提出。怠った場合は登録取消もあり得る旨周知（実例の有無は未確認）		恒久的に作成され専門的に管理された目録の作成・保存義務を課すが提出までは求めず、政府からの要請があれば閲覧に供する。目録には、標本へのアクセス記録及び譲渡記録を永久に残す	
	輸入後の標本の二次譲渡への規制	そもそも、国内外を問わず登録研究施設間での制度と認識	対象外	二次譲渡が生じた場合、管理・報告義務は二次譲渡先機関とする。一次譲渡から二次譲渡先にはpermanent loanが大半と認識しており、三次譲渡以上は想定していない	
	施設の旧関係者である個人が施設名で行う輸入	個人による申請も可能なため該当せず		標本にアクセスできるのは、登録施設に所属しているか否かを問わず有資格者に限る	
違反対応	適用法令・罰則	環境省主管の特別法あり。違反時の刑事罰あり		特別法なし	
	過去の実例	スミソニアン関係者が、ハンティング・トロフィーの枠で輸入したものを私用に供した事例あり		記憶の限り実例無し	実例無し
	施設の責任	登録取消は行わず、更なる違反行為が出ないよう職員を厳重にモニターするよう指示	1名でも違反者がいた場合、組織全体の登録を取消すこととなるが、認定を厳格にしているのであまり想定していない	本件に特化した法令はない。既存法令を適用して輸出入の包括承認は取消すが、通常手続きにての輸出入可	
	個人の責任	個人責任を問う			